

令和 7 年度第 1 回

霧島市都市計画審議会

議案書

令和 7 年 10 月 23 日

議 案

議案第 1 号 国分都市計画道路の変更について（付議）・・・ 1

議案第 2 号 国分都市計画道路の変更について（諮問）・・・ 7

議案第 1 号

国分都市計画道路の変更について（付議）

（令和 7 年 9 月 29 日付け都第 2 9 5 号 霧島市長付議）

令和 7 年 10 月 23 日

霧島市都市計画審議会会長

計 画 書

国分都市計画道路の変更(霧島市決定)

都市計画道路に3・5・16 号小村新田4号線ほか2路線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造物	
幹線街路	3・5・16	小村新田4号線	霧島市国分広瀬字会所下	霧島市国分広瀬字会所下	霧島市国分広瀬字会所下	約660m	地表式	2車線	12m	自動車専用道路と立体交差1箇所	
	3・7・17	小村新田1号線	霧島市国分広瀬字会所下	霧島市国分広瀬字会所下	霧島市国分広瀬字会所下	約300m	地表式	1車線	5m		
	3・7・18	小村新田5号線	霧島市国分広瀬字毘沙門前	霧島市国分広瀬字毘沙門前	霧島市国分広瀬字毘沙門前	約650m	地表式	1車線	5m	自動車専用道路と立体交差1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由 書

本市の交通体系の整備にあたっては、「第二次霧島市総合計画」において、市街地の渋滞を解消するため、幹線道路のバイパス道路や地域の拠点施設を結ぶアクセス道路等の整備を推進し、道路ネットワークの構築を図っている。また、「霧島市域 都市計画区域マスタープラン」において、霧島市が目指す「集約型多極連携ネットワーク都市構造」の形成のため、道路網の適正な配置や、国分市街地南部に霧島スマートインターチェンジ(仮称)の整備を図ることとしているほか、「霧島市都市計画マスタープラン」においても、幹線道路整備及び渋滞対策の推進の一環として、スマートインターチェンジの設置により、地域生活の充実、地域経済の活性化を図ることとしている。さらに令和6年3月に策定した立地適正化計画においては、都市核における機能の維持・強化とネットワークの確保をするために、都市機能誘導区域内にアクセスしやすい道路・交通ネットワークを形成し、各種都市機能の立地場所としてのポテンシャルの向上を図ることで、将来にわたり、市民の暮らしやすさを確保することとしている。

本市は、鹿児島県の中央部に位置し、県内で第2位の人口を有する都市であり、九州縦貫自動車道と東九州自動車道が通過し、鹿児島空港も立地する等、交通の要衝として優れた位置にあるため、市中心部は、人口が増加傾向で、中高層マンションや戸建て住宅地の開発が進行しており、市内外からの患者を受け持つ第二次救急医療施設や、主要幹線道路の沿道には商業施設が立地している。

地域産業の活性化においては、近年の世界的な半導体需要の増加を背景に、霧島市内の企業立地件数や新規雇用者数は増加傾向であり、新たな工業団地の整備や工場計画も進んでおり、また、本市は観光ポテンシャルの高い地域で、国内有数の人気観光スポットである霧島温泉郷や霧島神宮等があり、霧島神宮の国宝指定(令和4年2月)や鹿児島港への国際クルーズ船入航再開等で観光客の増加が見込まれている。

防災機能の強化においては、九州南部の防災拠点である陸上自衛隊国分駐屯地にも近接しており、防災拠点としても重要度が高く、平成5年8月の豪雨時には、国道10号が通行止めとなり、国分駐屯地からの迅速な災害支援活動が困難になった経緯がある。

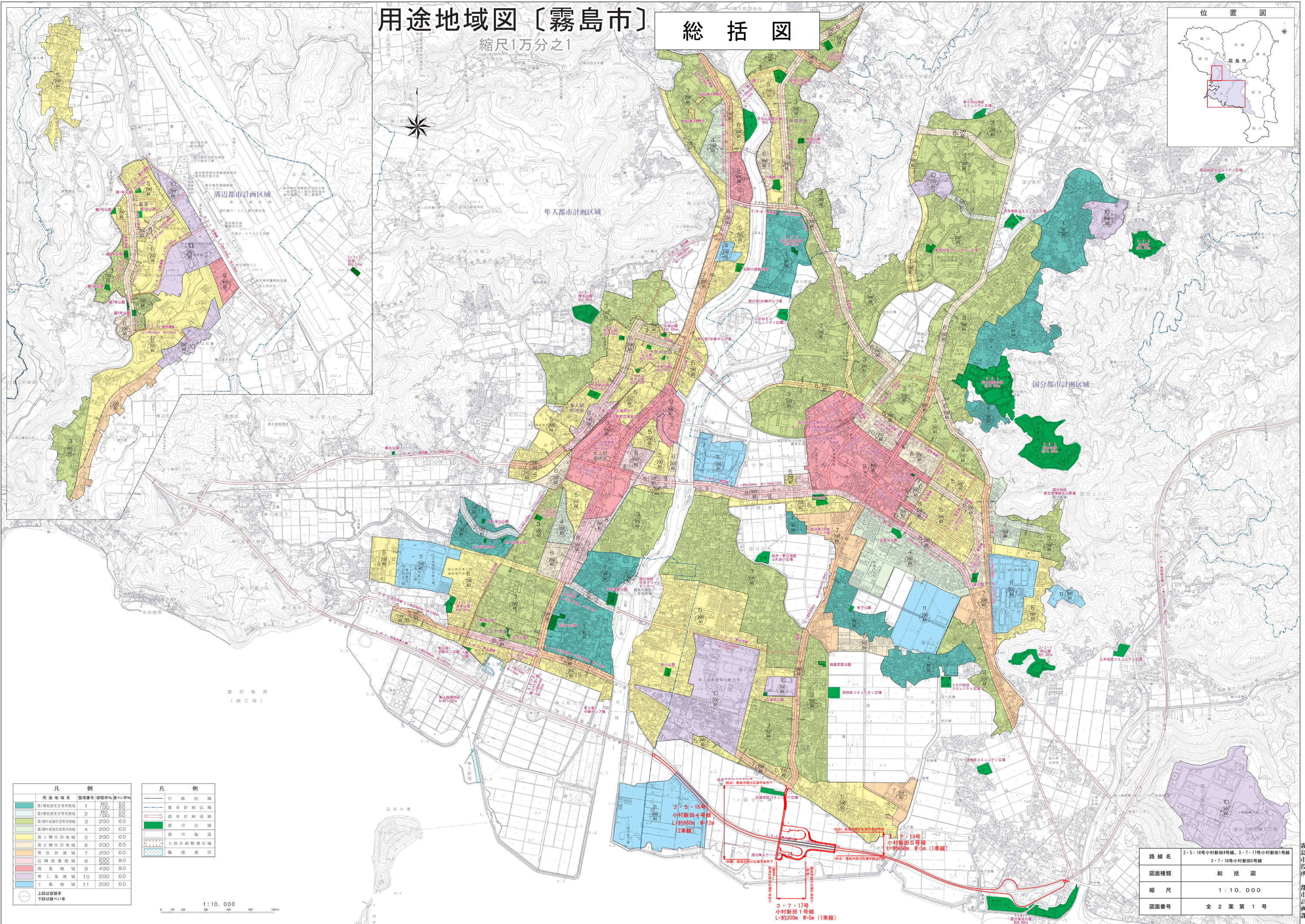
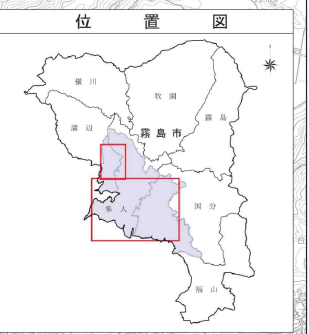
このようななか、主な移動経路である、旧国分市と旧隼人町の間に流れる天降川を渡河する国道10号や県道北永野田小浜線等の主要幹線道路に物流車両と一般車両が混在・集中し、朝夕ピーク時を中心に渋滞が発生している状況にある。

そのため、主要幹線道路の慢性的な渋滞解消や通勤・通学、物流等の利便性向上、さらには救急患者の搬送時間の短縮など医療サービスの向上を図るため、高速道路へのアクセス性の向上に伴う交通分散や、国道10号の代替アクセスルートを確保するよう、東九州自動車道の国分 IC～隼人東 IC 間に霧島スマートインターチェンジ(仮称)の整備を進めることとしている。

このような背景を踏まえ、小村新田4号線、小村新田1号線、小村新田5号線を都市計画決定し、霧島スマートインターチェンジ(仮称)と一体的に整備することで、市街地中心部からの交通の流入を円滑にし、交通渋滞の緩和に資する道路ネットワークの構築を図ろうとするものである。

用途地域図〔霧島市〕

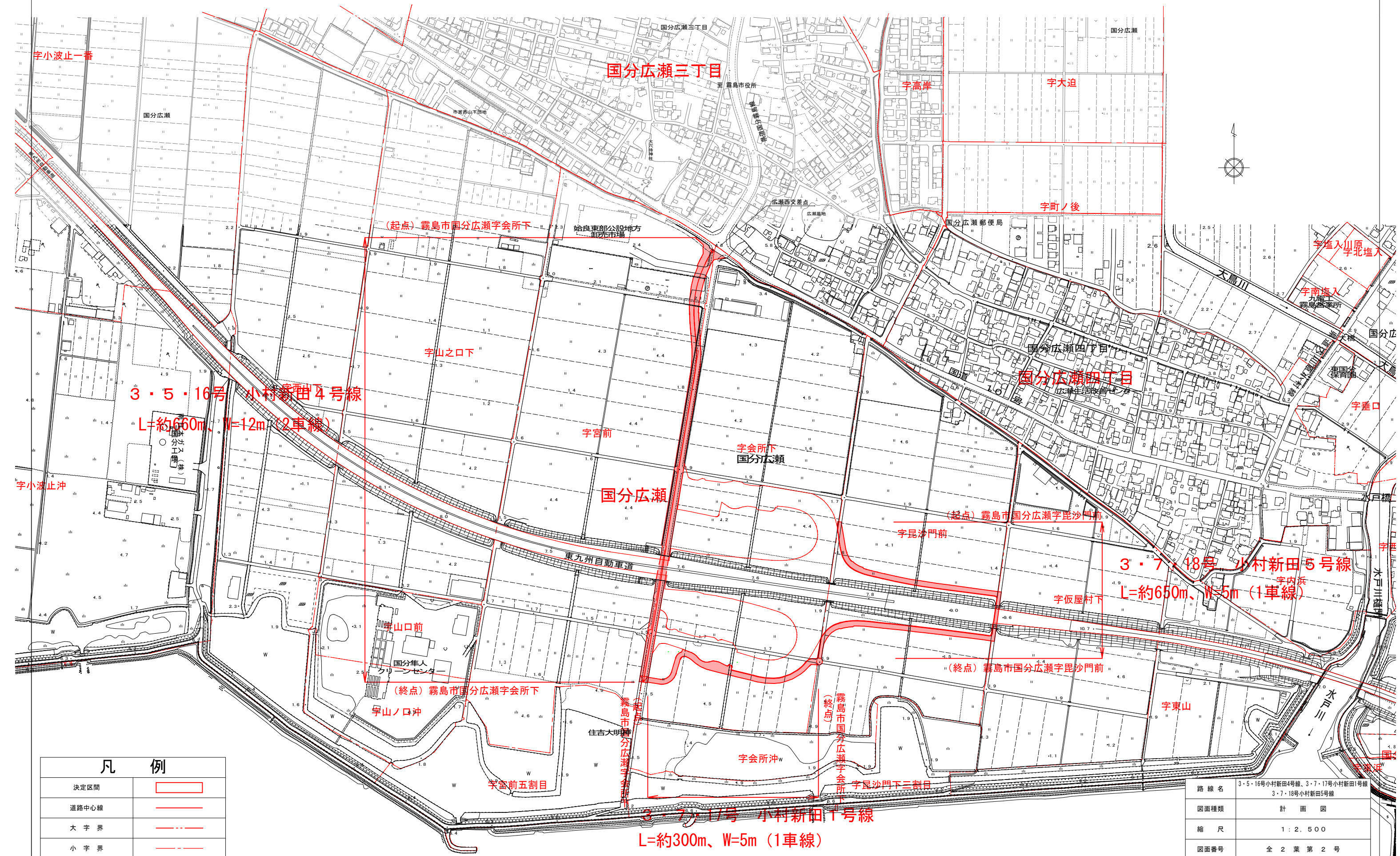
縮尺1万分之1



(注) この図面は、一般図です。印刷ずれ等で明確でない部分もありますので、

計 画 図

縮尺 1/2500



国分都市計画道路の変更について（諮問）

（令和 7 年 9 月 29 日付け都第 2 9 6 号 霧島市長諮問）

令和 7 年 10 月 23 日

霧島市都市計画審議会会長

計 画 書

国分都市計画道路の変更(鹿児島県決定)

都市計画道路 1・3・1 号隼人国分線 を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造物	
自動車専用道路	1・3・1	隼人国分線	霧島市国分広瀬字小波止	霧島市国分下井字名越川	霧島市国分広瀬字東山	約4,020m	高上式	2車線	23.5m		
なお、霧島市国分下井字名越川地内に出口1箇所、入口1箇所、霧島市国分広瀬字会所下地内に出口2箇所、入口2箇所を設ける。											終点方向入口又は出口 起点方向入口又は出口

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由 書

国分都市計画道路1・3・1号隼人国分線は、東九州自動車道の一部で、昭和58年に国分市街地の主要幹線道路として都市計画決定された。

本市の交通体系の整備にあたっては、「第二次霧島市総合計画」において、市街地の渋滞を解消するため、幹線道路のバイパス道路や地域の拠点施設を結ぶアクセス道路等の整備を推進し、道路ネットワークの構築を図っている。また、「霧島市域 都市計画区域マスタープラン」において、霧島市が目指す「集約型多極連携ネットワーク都市構造」の形成のため、道路網の適正な配置や、国分市街地南部に霧島スマートインターチェンジ(仮称)の整備を図ることとしているほか、「霧島市都市計画マスタープラン」においても、幹線道路整備及び渋滞対策の推進の一環として、スマートインターチェンジの設置により、地域生活の充実、地域経済の活性化を図ることとしている。さらに令和6年3月に策定した立地適正化計画においては、都市核における機能の維持・強化とネットワークの確保をするために、都市機能誘導区域内にアクセスしやすい道路・交通ネットワークを形成し、各種都市機能の立地場所としてのポテンシャルの向上を図ることで、将来にわたり、市民の暮らしやすさを確保することとしている。

本市は、鹿児島県の中央部に位置し、県内で第2位の人口を有する都市であり、九州縦貫自動車道と東九州自動車道が通過し、鹿児島空港も立地する等、交通の要衝として優れた位置にあるため、市中心部は、人口が増加傾向で、中高層マンションや戸建て住宅地の開発が進行しており、市内外からの患者を受け持つ第二次救急医療施設や、主要幹線道路の沿道には商業施設が立地している。

地域産業の活性化においては、近年の世界的な半導体需要の増加を背景に、霧島市内の企業立地件数や新規雇用者数は増加傾向であり、新たな工業団地の整備や工場計画も進んでおり、また、本市は観光ポテンシャルの高い地域で、国内有数の人気観光スポットである霧島温泉郷や霧島神宮等があり、霧島神宮の国宝指定(令和4年2月)や鹿児島港への国際クルーズ船入航再開等で観光客の増加が見込まれている。

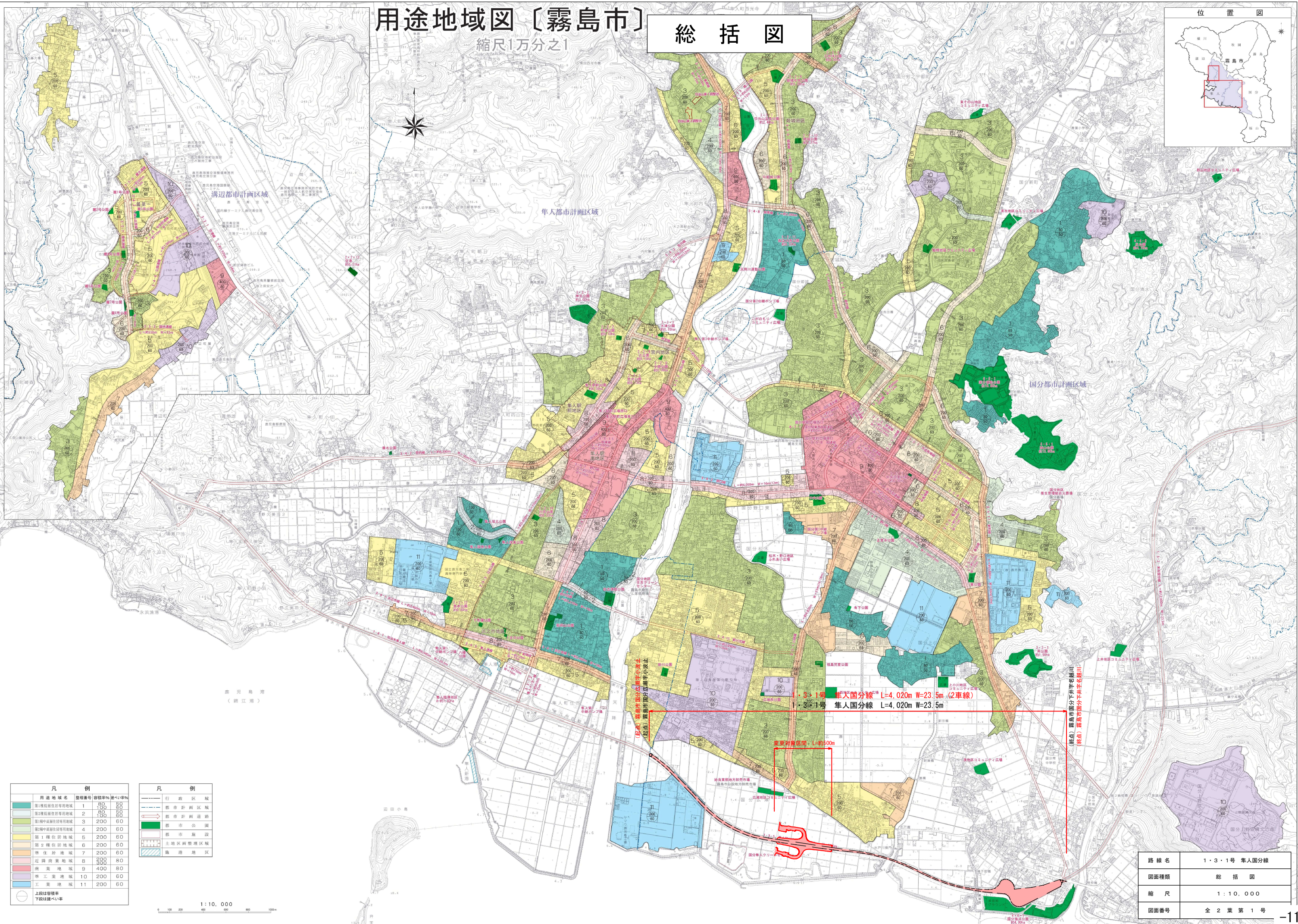
防災機能の強化においては、九州南部の防災拠点である陸上自衛隊国分駐屯地にも近接しており、防災拠点としても重要度が高く、平成5年8月の豪雨時には、国道10号が通行止めとなり、国分駐屯地からの迅速な災害支援活動が困難になった経緯がある。

このようななか、主な移動経路である、旧国分市と旧隼人町の間に流れる天降川を渡河する国道10号や県道北永野田小浜線等の主要幹線道路に物流車両と一般車両が混在・集中し、朝夕ピーク時を中心に渋滞が発生している状況にある。

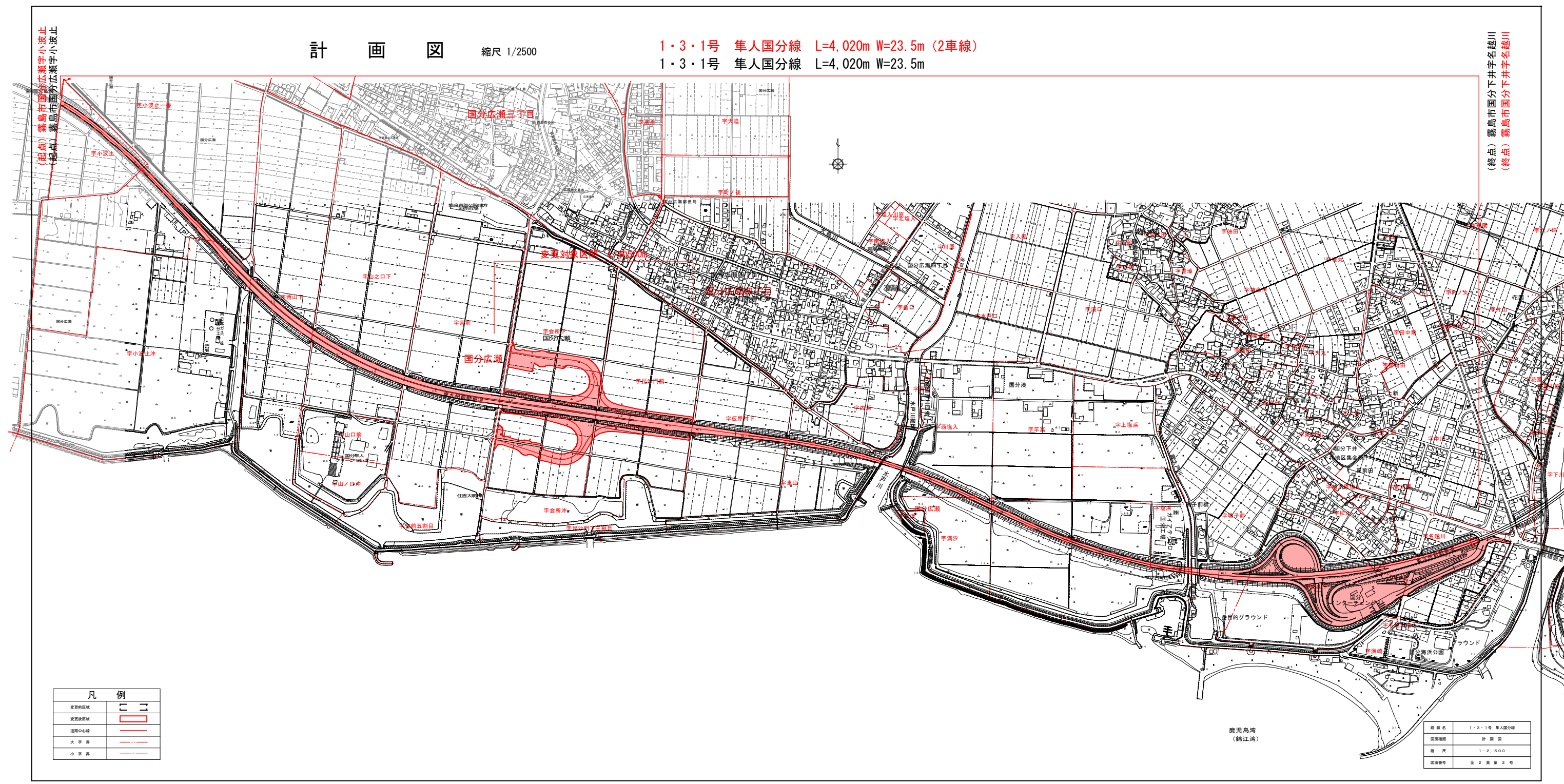
そのため、主要幹線道路の慢性的な渋滞解消や通勤・通学、物流等の利便性向上、さらには救急患者の搬送時間の短縮など医療サービスの向上を図るため、高速道路へのアクセス性の向上に伴う交通分散や、国道10号の代替アクセスルートを確保するよう、東九州自動車道の国分IC～隼人東IC間に霧島スマートインターチェンジ(仮称)の整備を進めることとしている。

霧島スマートインターチェンジ(仮称)は、都市機能誘導区域内の市街地等と本路線とのネットワークを構築する交通結節点として機能するものであるため、本案のとおり全体延長及び起終点は変更せず、起点側から約1.4kmの位置に本スマートインターチェンジの区域を追加する。

また、都市計画法の改正に伴い、新たに車線の数を決める。



(注) この図面は、一般図です。印刷ずれ等で明確でない部分もありますので、



計 画 図 縮尺 1/2500

1・3・1号 隼人国分線 L=4,020m W=23.5m (2車線)
1・3・1号 隼人国分線 L=4,020m W=23.5m

(起点) 霧島市国分広瀬字小波止
(終点) 霧島市国分広瀬字小波止

(終点) 霧島市国分下井字名越川
(終点) 霧島市国分下井字名越川

凡 例	
変更前区域	〃
変更後区域	〃
道路中心線	〃
大 字 界	〃
小 字 界	〃

路線名	1・3・1号 隼人国分線
道路種別	計 画 道
縮 尺	1:2,500
図面番号	全 2 葉 第 2 号

国分都市計画道路の変更（案）について

目 次

1. 都市計画道路の位置付けと現況について
2. 今回の変更（案）について
3. 都市計画変更の手続きについて

1. 都市計画道路の位置付けと現況について

（1）都市計画道路の位置付け

都市施設とは

都市施設は、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設であり、将来のまちづくりを考えて、都市の骨組みを形づくる都市施設を定め、計画的に整備します。

○都市計画法

（都市施設）

第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

- 一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- 二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
- 三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設（以下省略）

2 都市施設については、都市計画に、都市施設の種類、名称、位置及び区域を定めるものとするとともに、面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

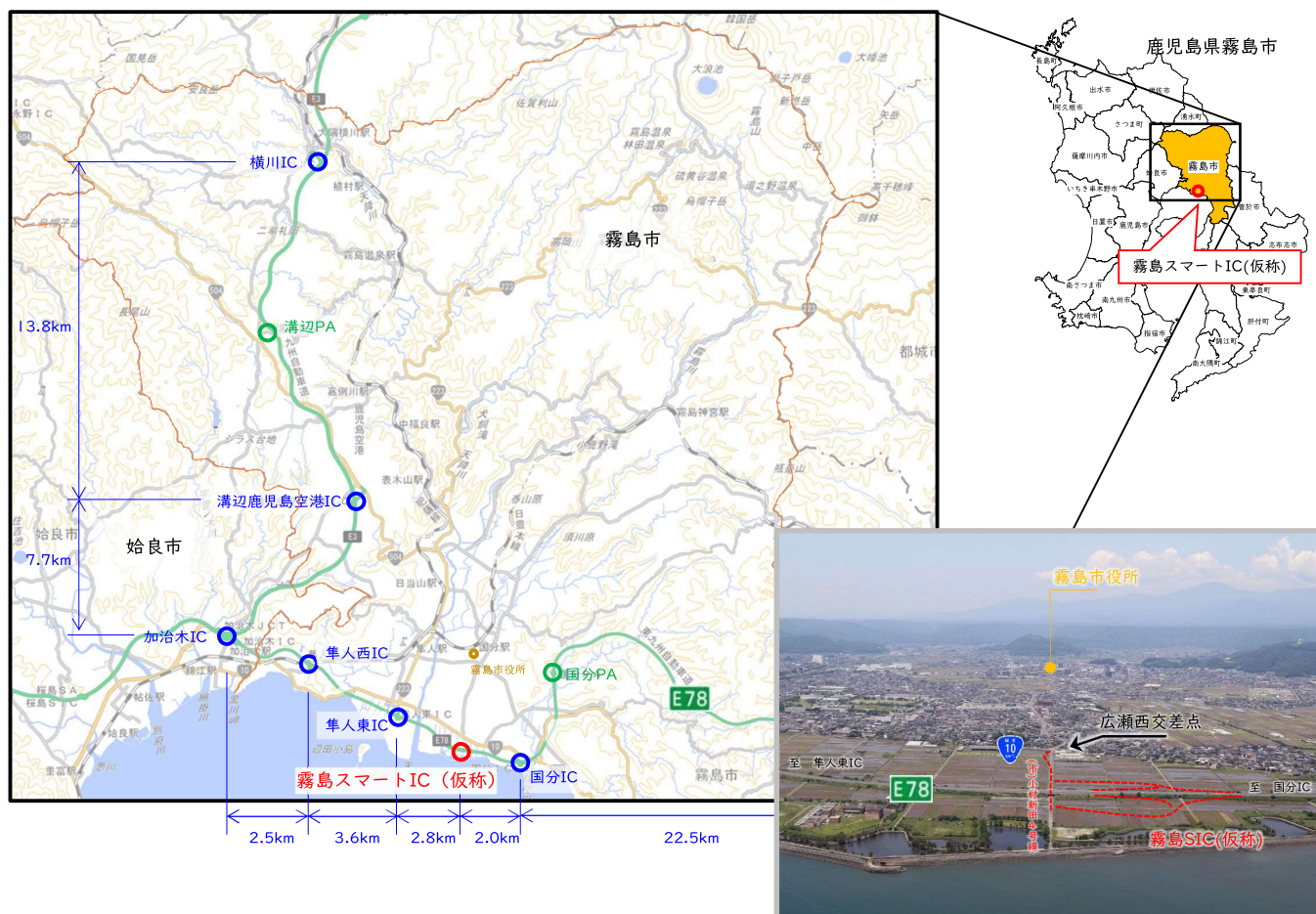
○都市計画法施行令

（都市施設について都市計画に定める事項）

第六条 法第十一条第二項の政令で定める事項は、次の各号に掲げる施設について、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 道路 種別及び車線の数（車線のない道路である場合を除く。）その他の構造

2. 今回の国分都市計画変更（案）について



2. 今回の国分都市計画変更（案）について

○霧島市として、霧島スマートインターチェンジ（仮称）を整備することで道路ネットワークを構築し、地域生活の充実、地域経済の活性化を図ることとしている。

第二次霧島市総合計画

市街地の渋滞を解消するため、幹線道路のバイパス道路や地域の拠点施設を結ぶアクセス道路等の整備を推進し、道路ネットワークの構築を図る

霧島市域 都市計画区域マスタープラン

霧島市が目指す「集約型多極連携ネットワーク都市構造」の形成のため、道路網の適正な配置や、国分市街地南部に霧島スマートインターチェンジ（仮称）の整備を図る

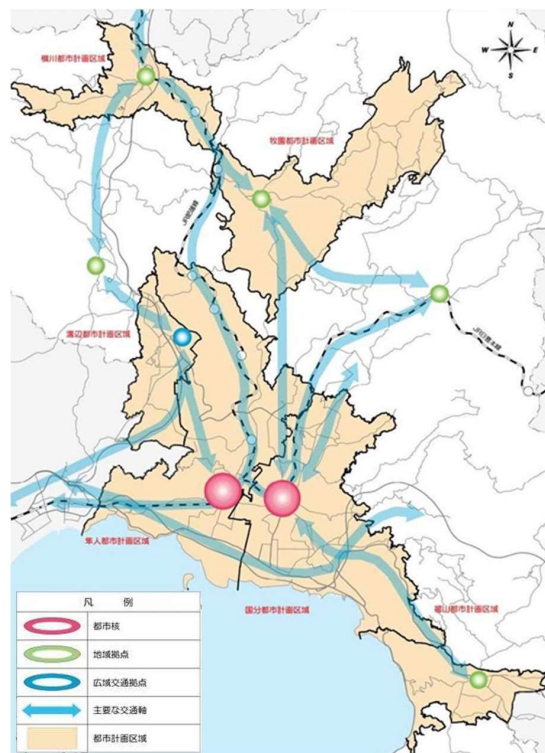
霧島市都市計画マスタープラン

幹線道路整備及び渋滞対策の推進の一環として、スマートインターチェンジの設置により、地域生活の充実、地域経済の活性化を図る

立地適正化計画

都市核における機能の維持・強化とネットワークの確保をするために、都市機能誘導区域内にアクセスしやすい道路・交通ネットワークを形成し、各種都市機能の立地場所としてのポテンシャルの向上を図ることで、将来にわたり、市民の暮らしやすさを確保する

都市計画制度の実行



▲都市構造のイメージ

「霧島市都市計画マスタープラン」より

2. 今回の国分都市計画変更（案）について

- 市中心部には製造業を中心とした工業団地や半導体関連メーカーなどの産業拠点が集積している。
- 市中心部は人口が増加傾向で、主要幹線道路の沿道には商業施設が立地している。

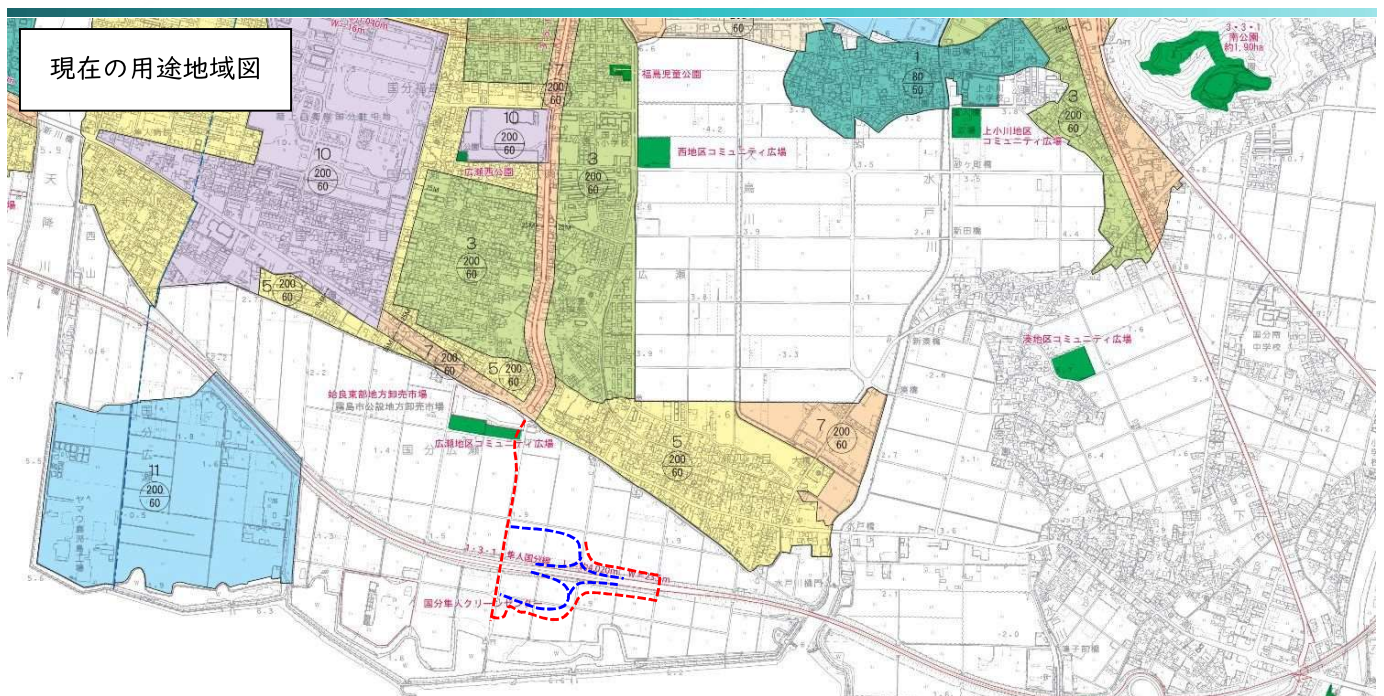


▲霧島市内の主要渋滞箇所の旅行速度状況と渋滞の様子

国道10号や県道北永野田小浜線等の主要幹線道路に物流車両と一般車両が混在・集中し、朝夕ピーク時を中心に渋滞が発生している。

主要幹線道路の慢性的な渋滞解消や通勤・通学、物流等の利便性向上を図るため、高速道路へのアクセス性の向上に伴う交通分散を促すよう、東九州自動車道の国分IC～隼人東IC間に霧島スマートインターチェンジ（仮称）の整備を進めることとしている。

2. 今回の国分都市計画変更（案）について



- 霧島スマートインターチェンジ（仮称）は、都市機能誘導区域内の市街地等と本路線とのネットワークを構築する交通結節点として機能するよう整備する。

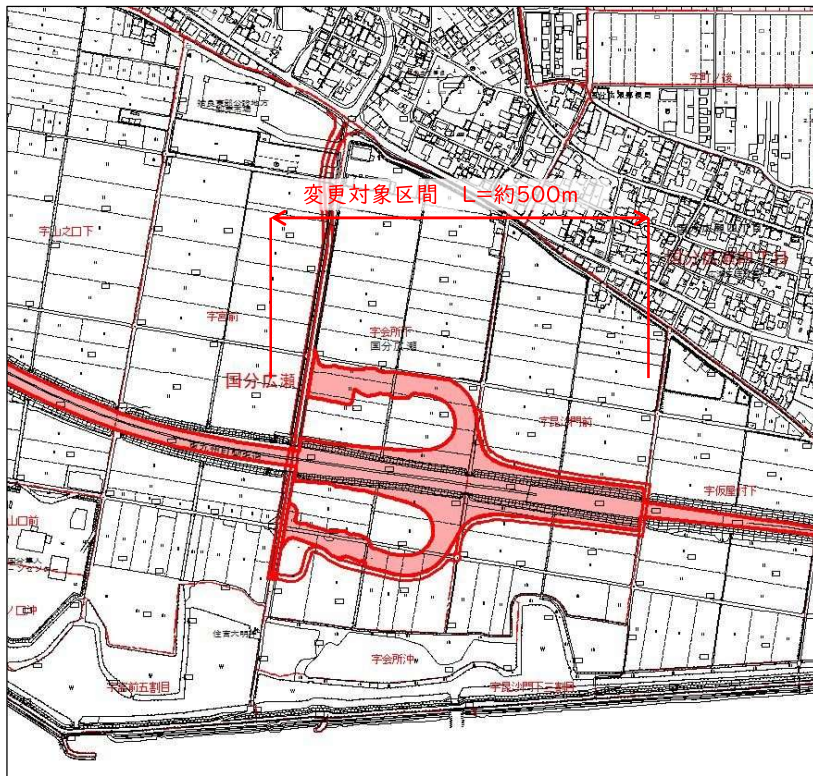
- 小村新田4号線、小村新田1号線、小村新田5号線は、霧島スマートインターチェンジ（仮称）と一体的に整備することで、市街地中心部からの交通の流入を円滑にし、交通渋滞の緩和に資する道路ネットワークの構築を図ろうとするものである。

2. 今回の国分都市計画変更（案）について

○1・3・1号 隼人国分線 昭和58年に国分市街地の主要幹線道路として都市計画決定。

※ 今回、区域（スマートインターチェンジ）追加

【平面図】

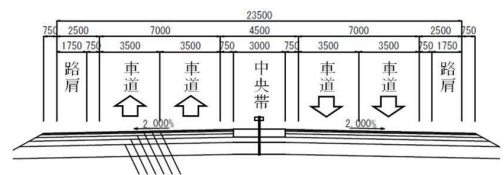


※上記の図はイメージであり、詳細は現在実施している 道路詳細設計の中で決定していきます。

【道路の規格等】

道路の規格		第1種第2級
延長		約4,020m
構造	構造形式	嵩上式
	車線の数	2車線
	幅員	23.5m

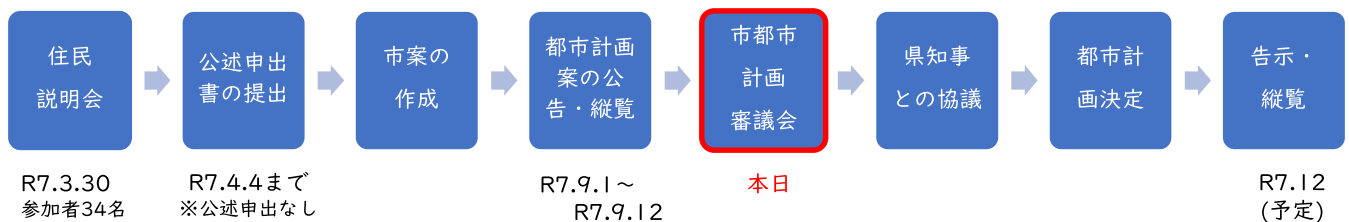
【標準横断図】



3. 都市計画変更の手続きについて

【市決定】

- 3・5・16号 小村新田4号線
- 3・7・17号 小村新田1号線
- 3・7・18号 小村新田5号線



【県決定】

○1・3・1号 隼人国分線 ※区域（スマートインターチェンジ）追加

